

令和7年 No.35

○東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長期履修学生規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

履修期間の変更の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

3月18日 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会 審議・承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長期履修学生規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年3月19日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第12号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長期履修学生規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長期履修学生規程（令和2年規程第4号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長期履修学生規程の一部改正について

改正理由：履修期間の変更の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （長期履修期間） 第5条 長期履修期間は、大学院学則第11条に定める在学年限を超えない範囲において、1年を単位として認めるものとし、長期履修期間の開始及び変更時期は、学年の初めとする。 （履修期間延長又は短縮の申請手続） 第6条 長期履修学生（修了予定年次の者を除く。）は、履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）に主指導教員の意見を添えて、別に定める期間内に研究科長に申請するものとする。 <u>2 在学中の履修期間の変更（入学時に許可された変更を除く。）は、1回に限るものとする。</u> <u>3 前条の規定に関わらず、長期履修学生が履修期間の短縮を希望する場合は、学期を単位として認めることができる。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> 1 <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u> 2 <u>この規程による改正後の規定は、令和7年度以降に入学した者から適用し、令和6年度以前に入学した者については、なお従前の例による。</u>	〔省略〕 （長期履修期間） 第5条 長期履修期間は、大学院学則第11条に定める在学年限を超えない範囲において、1年を単位として認めるものとし、長期履修期間の開始及び変更時期は、学年の初めとする。 （履修期間延長又は短縮の申請手続） 第6条 長期履修学生（修了予定年次の者を除く。）は、履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）に主指導教員の意見を添えて、別に定める期間内に研究科長に申請するものとする。 <u>2 長期履修学生の履修期間の延長は、在学中1回限り認めるものとする。</u> <u>3 在学中に長期履修学生となった者が履修期間を再度延長することは認めない。</u> <u>4 前条の規定に関わらず、長期履修学生が履修期間の短縮を希望する場合は、学期を単位として認めることができる。</u> 〔省略〕